

○茅野市地区コミュニティセンター条例

平成17年3月30日

条例第1号

改正 平成24年12月27日条例第21号

平成27年12月28日条例第27号

令和元年12月26日条例第11号

令和4年12月26日条例第20号

茅野市地区センター条例（昭和56年茅野市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地区コミュニティセンターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例（平成15年茅野市条例第27号）に規定する分野別の市民ネットワークと地域コミュニティが連携、協力する公民協働のまちづくりを進めるため、地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ちの地区コミュニティセンター	茅野市塚原一丁目9番16号
宮川地区コミュニティセンター	茅野市宮川4552番地1
米沢地区コミュニティセンター	茅野市米沢4181番地
豊平地区コミュニティセンター	茅野市豊平2321番地1
玉川地区コミュニティセンター	茅野市玉川3666番地1
泉野地区コミュニティセンター	茅野市泉野2647番地
金沢地区コミュニティセンター	茅野市金沢1152番地
湖東地区コミュニティセンター	茅野市湖東4978番地1
北山地区コミュニティセンター	茅野市北山4340番地1
中大塩地区コミュニティセンター	茅野市中大塩8番地15

（併設施設）

第3条 センターに、次の施設を置く。

- (1) 市役所出張所設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和33年茅野市条例第12号）による出張所（茅野駅前ベルビア出張所を除く。）
- (2) 茅野市公民館条例（昭和40年茅野市条例第10号）による地区公民館
- (3) 茅野市図書館条例（昭和41年茅野市条例第23号）及び茅野市図書館管理規則（昭和55年茅野市教育委員会規則第3号）による図書館分室
- (4) 地区こども館

2 前項第4号に規定する地区こども館とは、一人一人の子どもを地域の持つ力で育てていくため、分野別の市民ネットワークと地域コミュニティの連携、協力を通して地域の子どもたちやその家庭を支援し、応援するものをいう。

(地区コミュニティ運営協議会)

第4条 センターに、地域特性に応じたコミュニティづくり推進のため、地区コミュニティ運営協議会を置く。

- 2 地区コミュニティ運営協議会の組織等については、センターごとに別に定める。
- 3 地区コミュニティ運営協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。ただし、やむを得ない理由があると特に認めるときは、この限りでない。
 - (1) 営利を目的として、商品の販売若しくは宣伝又はサービスの提供をするとき。
 - (2) 教授を業とする者が、教室、講座等を主催するとき。
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 施設又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
 - (5) 前各号のほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 センターを第2条に掲げる目的及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に定める活動で使用するとき、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する使用以外の使用については、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月28日条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条

例、茅野市民館条例、茅野市温泉施設条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市勤労青少年ホーム条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月26日条例第11号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市千駄刈自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月26日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

区分		1時間当たり
体育館	市民	850円
	市民以外	1,270円

備考

- 1 この表において「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、開館時間又は閉館時間によって使用時間に1時間に満たない時間が生じる場合の使用料は、当該使用時間に応じて算出した額とする。
- 4 2分の1の専用使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。
- 5 4分の1の専用使用は、当該区分に定める額の4分の1とする。
- 6 この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘

を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。

別表第2（第6条関係）

区分		1時間当たり
会議室 (1室につき)	市民	120円
	市民以外	180円
大会議室	市民	340円
	市民以外	510円
料理実習室	市民	170円
	市民以外	250円
体育館	市民	850円
	市民以外	1,270円

備考

- 1 この表において「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、開館時間又は閉館時間によって使用時間に1時間に満たない時間が生じる場合の使用料は、当該使用時間に応じて算出した額とする。
- 4 体育館における2分の1の専用使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。
- 5 体育館における4分の1の専用使用は、当該区分に定める額の4分の1とする。
- 6 この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。